

平成二十六年十二月十日発行
皇學館論叢第四十七卷第六号
抜刷

高野山と丹生・高野両明神

——縁起と伝承の世界(下)——

藤
井
豊
久

皇學館論叢 第四十七卷第六号
平成二十六年十二月十日

高野山と丹生・高野両明神

——縁起と伝承の世界(下)——

藤井豊久

目次

はじめに

一、修行縁起と今昔物語

二、先行論文の成果

三、丹生都比売神と丹生酒殿神社

四、丹生都比売神社(天野社) (以上、前号)

五、高野明神 (以下、本号)

六、丹生都比売命と高野明神

おわりに——地主神について——

五、高野明神

前述のように狩場明神と高野明神は同体の神と信じられている。しかし狩場明神は皮張明神と同体ならば、正月に奉幣の式が行われる他の五神と同様に、丹生都比売神が本格的に天野原の地に入部した際の天野地内（正確には宮内地内）の在地神であったと思われる、天野の地を離れた、高野山を含む広域の神であったとは考えられないのである。では高野明神とは如何なる神であろうか。

高野明神が現れる最も古い史料は延暦十九年（八〇〇）成立の『氏文』である。田中卓氏によれば現存する写本の最も古いものは丹生廣良家本の『延暦卷系図』であり、室町時代の書写であろうと推測され、さらにこの系図はもともと独立して書かれたものではなく、『高野山官符』から切り取られ、一卷に仕立てられたものであると指摘されている。⁽¹⁾『高野山官符』とは平治元年（一一五九）に鳥羽上皇の遺品の中から発見された『御手印縁起』であり、その中の「高野絵図巻帖」にある「延暦十九年九月十六日宣命文巻通」⁽²⁾である。この『氏文』に「高野大御神」として出てくるのである。

丹生津比売及高野大明神仕丹生祝氏

始祖天魂命、次高御魂命^{大伴氏祖}次血連魂命^{中臣氏祖}次安魂命^{門部連等祖}次神魂命^{紀伊氏祖}次最兄坐之宇遲比古命別豊耳命娶国主神女兒

阿牟田眉我生兒小牟久君我兒等、紀伊国伊都郡侍丹生真^{乃人}大丹生直丹生祝丹生相見神奴等三姓始、丹生都比売乃大御神、高野大御神、及百余大御神達乎令奉仕神奴了、

小牟久首我兒、丹生麿首、次兒麻布良首丹生祝姓賜、即子安麿始自豊耳至安麿十四世、安麿兒丹生祝伊賀豆之子孫

石床石垣石清水当川教守源連総衰磨身磨乙国諸国友磨古公

小牟久兒丹生磨娶佐夜造乙女古眉生兒小佐非直我子孫磨広椅丹生相見宇胡閑大津、古佐布秋磨、志賀上長谷屋主、
(下略)⁽³⁾

『氏文』は天孫系の「天魂命」より始まり、紀氏の「宇遲比古命」⁽⁴⁾の時世に至り、「別豊耳命」と「国主神女兒阿牟田刀自」との間に生まれた「小牟久君」の子供達より「丹生祝」、「丹生相見」、「神奴」の三姓が始まり、それぞれが「丹生都比売乃大御神」、「高野大御神」、「百余大御神」に仕えることを述べている。

ところで傍線部分については二通りの読みがある。一つは「紀伊国伊都郡侍丹生真人乃大丹生直丹生祝、丹生相見、神奴等三姓始」と読み、丹生祝、丹生相見、神奴の三姓としている読みである（本居内遠・西田長男・田中卓・岡田莊司、武内孝善）⁽⁵⁾。もう一つは「丹生真人乃大丹生直、丹生祝、丹生相見神奴等三姓始」と読み、大丹生直、丹生祝、丹生相見の三姓とする読みである（栗田寛・田中初夫・門屋温）⁽⁶⁾。後者は「神奴」を姓とせず、「神奴」として神に仕えるが如き語意に理解しているようである。三姓の順番はこの後の三神の順番に対応していると思われるので、後者の読みでは大丹生直が丹生都比売神、丹生祝が高野神、丹生相見が百余神を奉祭する家として継承していくことになる。しかし、この理解は歴史的事実と異なる。大丹生直の流は他の史料で一切見ることができず、実際には丹生祝が丹生都比売神、丹生相見が高野神に仕える家として史料には現れている。大丹生直の家が一祝として、丹生都比売神を奉祭する家ならば、ある時点で大丹生直の流が断絶し、史料から一切抹殺されたことになるが、そうした痕跡は視えないので、やはり前者の読みが妥当であると考えられる。

鎌倉時代になり行勝上人によって氣比明神、厳島明神が勧請されると、丹生祝家はそれらを統括する「惣神主」と呼ばれ、高野明神を祭祀する丹生相見家は二祝、三祝として「丹羽掃部」が氣比明神、四祝として「松島内膳」が厳

島明神に仕える神官として就任している。それ以前は一祝（神主）として丹生祝家が丹生明神、二祝として丹生相見家が高野明神に仕えていたのである。空海が高野山を開いたのが弘仁十年（八一九）であるので、開創以前の延暦十九年（八〇〇）には、既に丹生高野両明神が鎮座していたことになる。『続風土記』「所職」の「三祝」項にも「口伝鈔に本神主昔二社二人候」とあり、それを裏付けている。

また同じ「所職」項に「權神主往古は此職あれとも今は欠職す二祝をして兼勤せしむ」とある。二月大祭次第の十三日木祭には「此祭祀の順拝はもと權神主の勤なれとも中古より闕職にて今は二祝兼勤す」とあり、祭祀での二祝による權神主の職務代行を記している。權神主の職は他の史料でほとんど認めることはできず、「往古」「中古」の時期も確定できないが、かつては「權神主」という神職が存在し、神主と權神主の二人体制であったことが考えられる。權神主の欠職とあるのは、その職を世襲する家が絶えたのではなく、もともと丹生相見家が權神主の職にあり、本来は神主職が丹生祝家、權神主職が丹生相見家の体制であったのではないだろうか。そこに新たに高野明神が勧請され、二社となり、丹生相見家が高野明神を祭祀する二祝となり、祭祀などの際はそのまま二祝の丹生相見家が權神主の役を継承したと考えられるのである。すなわち『氏文』が語るように高野明神は当初より丹生都比売神社に祀られていたのではなく、ある時期に勧請され丹生都比売神社は丹生明神と高野明神の二座となり、權神主の丹生相見が高野明神を担当し、二祝となり、權神主の役を引き続き勤めたと読めるのである。

丹生都比売神社が四座の体制になる以前の神職を示す史料は少ないが、寛治三年（一〇八九）の「散位坂上経澄解案」には「神祝丹生」と「神主丹生」の二人の神職が署判している。

その文書を掲げてみると、

散位坂上経澄 申請三谷□并郡内裁事

請_レ被_下殊任_二道理_一裁定給上、□計_二經澄先祖相伝所知仕字山前山地等_一、擬_二押領_一掌不安之狀

四至（略）

右、謹案_二事情_一、件山前八多山地等、從_二經澄先祖_一相伝之領掌仕処也、而去寛治元年頃、依_二慮外事_一、牢籠之間、作_二謀計公驗_一、稱_二先祖譜代_一処、非道所_レ擬_二押領_一也、仲清無道無_レ過_二於斯_一、就中仲清先祖紀清任者、伊都住人也、而經澄祖父散位坂上晴澄宿禰許来著者、即相次清任・男重清并仲清等三代家人、于_レ今无_二違背_一、此郡内在地上下所_レ領知_一也、何有_二道理_一、仲清時始有_二相伝之文書_一哉、望請在地隨近、任_二道理_一被裁定者、尤仰_二正判貴_一、仍注_二事情_一、以解、

寛治三年五月六日

散位坂上宿禰判

件山前八多山地等、相伝被_二領知_一□見事明白也、仍在地隨近刀禰加_二証判_一了、

僧 頼元

郡司代 長判

紀判

多武峯寺權都那判

金剛峯寺權都那判

從六位上多侶判

從六位上判

散位坂上宿禰判

件山前八多山地等、相伝之被_二領知_一収見事明白也、仍在地隨近刀禰等加_二証判_一了、

高野山と丹生・高野両明神（藤井）

依_二公驗_一理明白、加判、

金剛峯寺山上預判⁽¹⁾

三谷在地

僧

神祝丹生

神主丹生

従六位坂上

この文書は、この地域に勢力を張る在地領主の坂上経澄とその家人紀仲清が三谷の山前八多山の領知をめぐって争いを起し、坂上経澄が先祖相伝の領地であることを、伊都郡内の有力者と三谷在地の証判を得て、最終的に金剛峯寺の承認を得た文書で、在地の住人組織や在地法に関する研究対象としての有名なものである⁽²⁾。最初に署名をしている「僧頼元」は「散位坂上宿禰」までは郡内の役人や有力者であると思われる。次のグループが三谷在地のものであり、「僧」は三谷村堂の僧侶であろうか。次の「神祝」と「神主」が三谷に存在する酒殿神社の神職であると思われる。酒殿神社と天野社（丹生都比売神社）は兼職であるので、当然、天野社の神主と神祝でもある。ここでは「権神主」ではなく「神祝」として署名していることから、寛治三年の時点では、高野明神はすでに天野社に勧請され、丹生相見氏は二祝として奉職していたことが考えられるのである。

以上のように考えると、十世紀初頭に編纂が始まったと云われる『延喜式 神名帳』に「丹生都比女神社名神大、月次新嘗⁽³⁾」と記され、高野明神を含めた二座と記されていないのは、『延喜式 神名帳』の編集時点では高野明神は丹生都比売神社に祀られていなかったことを意味しているのではないだろうか。

「百余大御神」についても、前述の「百廿伴神」を連想させるものである。高野山の結界を鎮護する番神が整備されるのは、当然空海が高野山を開く弘仁十年以降の事14と思われ、それ以前より「百余大御神」が祀られていたとは考え難い。「百余大御神」を奉祭する「神奴」にしても、この『氏文』以外に見ることができない。神奴が丹生祝、丹生相見と同様に豊耳命の子小牟久より分かれて丹生都比売神社に奉仕する神職ならば、もつと史料に出てよいと思われるが、それが見いだせないということは、その存在に疑いが残る。

これらの事柄から考えると、高野山開創以前の延暦十九年成立の『氏文』は、傍線部分を中心に、その内容に疑問を抱かざるを得ない。この『氏文』が掲載された『御手印縁起』は発見された平治元年以降、中世を通じて莊園の堺相論で高野山側の有効な論拠になった文書である。高野山の編集を経て成立した『御手印縁起』には、高野山に優位に働くように改竄された可能性があり、その信憑性については注意を要する。

第一節で述べたように、『今昔物語』の高野山開創説話はもともそれぞれ独立した説話で構成されていたのではないかと指摘したが、それは空海と高野明神との交渉説話と空海と丹生明神との交渉説話である。『空海僧都伝』には二箇所にわたって在地の神との接触を描いている。一つは「又去弘仁七年、表三請紀国南山一、殊為三入定処一、作二一両草庵一、去二高雄旧居一、移入二南山一、其峰絶遠遙隔二人煙一、和上往時、頻有二明神一衛護一であり、もう一つは「春秋之間必一往看二其山中一、路边有二女神一、名曰二丹生津媛一、其社廻有二十頃計沢一、若人到突即時傷害、和上登日、託宣曰、妾在二神道一望二威福一久矣、菩薩到二此山一、弟子之幸也、冀献二己私苑一、表以二信情一、今見開田二三町許、名常庄是也15」である。前者は隔絶の地である高野山を入定の地と決め、草庵を建てて去り移り住んだ時に明神に護られていたという話であり、後者は高野山の路边に丹生都比売命を祀る社があり、空海に帰依して、領地である「常庄」を寄進したという話である。前者の「明神」は高野明神であり、空海が金剛峯寺を建立する際に高野山

の土地を寄進して、守護神になるその土地固有の地主神であると思われる。後者はより広域な社領を寄進する丹生都比売命と空海の話であり、後々の寺領拡大の契機になっていくものであり、本来は高野明神と丹生都比売命との関係性は存在していなかったと思われる。

六、丹生都比売命と高野明神

両神の関係をよく表しているのが寛弘元年（一〇〇四）の太政官符である。その中に、金剛峯寺より出された奏状が掲載され、両明神の関係を示す縁起が引用されている。

(本)
太政官符紀伊国司

雑事式ヶ条

一、応下寺家地与中納言平卿所領庄四至内、悞令注進山地田畠上事、

(推)
東限大日本国堺川、今案、謂丹生川、

四至南限阿帝川南横峯、西限応神山谷
今案、謂星川神勺谷、北限吉野川

右得金剛峯寺去七月廿八日奏状一併、謹檢案内、寺家本願弘法大師、以入學受持之密教、帰潮流布之弘願、誓而投三帖、可示有縁之地者、爰帰朝之後、為求機縁之地、尋最高山出行之間、途中相謁獵師二人云、願有驗山高嶽之地、須為下興弘法之寺者、祖師歛喜、共引高野之雲峯、重陳云、吾等是此山領主、丹生高野祖子両神也、靈所尤在此地、幸遇聖人、遂宿願、仍注領山之四至、永奉結縁之三宝、願建

立伽藍^一、引^二導吾等^一、隨則吾等為^二諫法神^一、永以諫持者、所^レ陳未^レ畢、即消矣、大師念願相応、既得^二勝地^一、為^レ築^レ弘^二壇夷兵之地^一、堀^二出古昔之宝劍^一、弥知^下先世為^二弘地之由上^一、為^レ造^二材木^一、截木之俣^ノ中、在所^レ投之^三三胎^一、仰^二拜誓願^一、有^二靈驗之事^一、機感^ク応、肇建^二此寺^一、具^二録状^一謹以奏聞、大政官弘仁七年七月八日符備、十禪師空海奏狀備、耆闍崛嶺尺迦之迹、移以不^レ絶、孤岸奇峯觀音之跡、流來相統、尋^二其所由^一、異所同趣、仍上奉^二為國家^一、下為^レ利^二群生^一、芟^二夷藪^一、建^二立伽藍^一、自^レ余以降、惠日留^レ峯、初開^二密教之藏^一、定水出^レ洞、長流^二真言之源^一、望請天裁件山四至之内、永以領掌者、依^レ請者、然後大師以^二全身入定^一、曾不^二爛壞^一、待^二弥勒之出世^一、爰時代推移、適付^二負雜役^一、然而依^二寺家奏狀^一、承和三年三月十日、仁寿元年九月廿三日、兩度下^二給官符^一、被^二免除^一已了、自^レ余以降專無^二他妨^一、而件卿所領石垣庄司等、恐^二奪妨推取^一、所謂其所^二妨取^一捕戸、立神、相原、板廬、花園、志賀、長谷、毛無原、古佐布等、(中略)左大臣宣、奉^レ勅、宜加^二下知^一、寺家地与中納言平卿所領四至内、愜可^二注進^一者、

(下略)

ここでは丹生明神と高野明神が獵師として一緒に登場し、ともに高野山の領主であると主張し、さらに両神は親子関係にあると素性を明らかにして、「領山」の寄進を申し出ている。先の『今昔物語』のように二つの説話が並行して語られることなく、親子関係を骨子にして簡潔にまとめられている。

この太政官符は石垣荘の莊園領主平惟仲と高野山の堺相論に下された官符である。この官符に引用されている「大政官弘仁七年七月八日符」が『御手印縁起』に掲載されていることから、赤松俊秀氏が『御手印縁起』成立の時期をそれまでの鳥羽上皇の遺品の中より『御手印縁起』が発見された平治元年(一一五九)直前とする説から、寛弘元年以前とする史料として使われたものであり、以降、しばしば使われる有名な文書である。

この寛弘元年の官符については偽文書説や改竄説が存在する。¹⁹ 利用された赤松氏自身も「後世の偽作ではないかも考えられるから、その真否を深く吟味する必要がある」と疑念を残されている。

この文書は『諸寺縁起集』の「高野寺縁起等」の中に掲げられたものである。内容は高野山と石垣荘の堺相論と雑役免除（応仁二先例一、免除取公寺田并三綱小綱職掌僿丁式拾人臨時雜役一事）に関するものである。前者については双方に四至内の山地田畠を注進せよと下達しているもので、特段、高野山に優位に働く内容ではない。それよりもこの文書を掲載した「高野寺縁起等」の目的は、官符の中に書かれた縁起を紹介することにあるのであり、何も高野山の利害を背景にねつ造する必然性はないと思われる。ただ不自然に思われることは、小山氏も指摘するように、相論の当事者である両者に対し、高野山のみ四至を記載して、石垣荘側が主張する四至は掲載されていないことである。これについては官符の本文中には「注領山之四至、永奉結縁之三宝」と、神領を高野山に寄進する旨が書かかれているが、四至の具体的内容は書かれていない。そこで縁起の内容をより詳細に描くために縁起集の編者が高野山の四至を書き加えたものと考えられるのである。その意味から考えれば、この文書は加筆されていると云えるが、後世に作られた偽文書ではなく、原文書に加筆されたものと考えられるのである。

ではこの親子関係は何時ごろ成立したものであろうか。この親子関係を示した史料の初出は『日本紀略』延喜六年（九〇六）二月七日条に記載された「授紀伊国高野御子神従五下」²⁰である。和多氏は丹生明神と高野山の接近には真然の関与があったと指摘されている。真然は空海の後をうけ、金剛峯寺の伽藍整備や財源の確保に尽力し、そのためには国司や在地勢力の協力が不可欠であり、「これを実現する捷徑は有力者の精神的中枢である氏神信仰を利用することであった」²¹と、高野山が氏神を梃子に近在の有力者を掌握しようとしたのである。氏神とは当然丹生明神であり、有力者とは山下に領主制を展開しだした坂上氏や紀氏などの在地勢力である。ただ「高野御子神とは古来不詳とされ

ているもので、在来の高野山地主神を指すか否か明らかでない」と、『高野春秋』の「十二月高野御子神奉授従五位下、已前正六位上、御子神指何神体歟、未詳」⁽²³⁾という見解に依っている。前述したように氏はもともと丹生明神と空海の高野山開創当初よりの接触に否定的であり、「もとより山上に山神を祀る何らかの民俗があつた事迄を否定し去るわけではない。これこそ本来の地主山王である」と、高野明神（高野山王）を土着の地主神（山の神）を想定され、丹生明神と高野明神の關係性が成立するのは、天曆六年（九五二）に焼失した奥院拜殿等を再興した際に、雅真によって丹生高野両明神が勧請され、この時に両明神の親子關係が成立したと考えられており、「丹生社の勧請によつて、本来、地主山王として空海草創以来祀されて来たと考えられる山の神、高野山王は、丹生明神と親子と云う系譜に組み入れられ、在来の山の神は外来神に圧倒されるに至つた」⁽²⁵⁾とされている。

和多氏が高野明神を土着の地主神（山の神）として、もともと丹生明神との關係性を認めないことは首肯できるが、『日本紀略』に掲載された「高野御子神」を『高野春秋』の見解に沿つて、丹生高野両明神の親子關係の成立を、眞の丹生明神高野山上への勧請にまで引き下げることには賛同できない。「高野御子神」は従五位下を授けられるほどの神であり、高野明神以外には考えられない。眞然が寺院経営に積極的であり、丹生都比売神社に急接近をする中で、高野明神と丹生明神を關係付けることで丹生都比売神社を抱え込む方策とつたのではないだろうか。とすれば十世紀初頭には、すでに丹生高野両明神の親子關係が成立していたと思われる。

武内孝善氏は前述したように、高野山開創に際して、在地に助力を依頼した書簡の宛は高野山山下の丹生都比売命を奉斎する天野の丹生氏であるとしており、当初より空海と丹生明神との接触を想起されている。もちろん都から遠く離れた深山にある高野山での開創は当初より在地の援助は不可欠であり、山下にある丹生明神との接触は空海の頃より存在したものと思われる。ただ空海の時点で、高野明神と丹生明神を親子關係という神祇の系譜の中に位置づけ

る作業がなされたかどうかについては疑問である。高野山が高野明神を利用して丹生明神を包摂する利点、丹生明神の側にとっても高野山と結びつくことにより得る利益が存在することが前提である。前述したように、在地勢力と結びつくことは、発展過程にある高野山にとって不可欠あることはいうまでもない。それ以後の莊園拡大や隣莊との堺相論の際に、丹生明神の縁起は大きな論拠としてフル活用されていくのである。一方、一地方の神社であった丹生都比売神社が、真然の時代にその地位が飛躍的に上昇しているのは、中央にパイプをもつ高野山との関係が大いに関与しているものと思われ、丹生都比売神社にとっても大いに利点が存在していたのである。

このように考えると、両明神の關係付けは真然の時代に行われたと思われ、特に高野山にとって、高野山の地主神である高野明神を梃子にして丹生明神を包摂し、その縁起を取り込むばかりでなく、その内容をも有利に改変していったことが考えられる。

おわりに―地主神について―

高野山の地主神は丹生・高野両明神の二柱が存在している。両神に関する縁起や伝記、伝承は数多く存在し、かつそれらがそれぞれの時代的背景を背負いながら伝えられている。丹生・高野両明神は親子として丹生社の当初より祀られていたと伝えているが、もともとは高野明神は空海が高野山に内部した時の神であり、高野山の地主神である。それに対し、丹生明神は高野山の山下に存在する一地方の神として、神領を高野山に寄進した神であり、後に高野山が膝元に広大な莊園を有する権門の一つとして発展する論拠を提供した神である。この両明神を結びつける方便が親子關係である。

この両明神は高野山の發展と共にあり、本地垂迹思想の發展のなかで丹生明神の本地は胎藏界の大日如来、高野明神の本地は金剛界の大日如来（慮舎那如来²⁷）と位置付けられ、神像の姿も貴人の体として描かれる²⁸。そこには遠隔地の地の神、二三町の谷戸田を寄進する地方神としての素朴な姿はなくなっている。

地主神が高僧に土地を寄進する。この絵空事のような主張が本当に主張として成立しうるのか。しかし、こうした事例は高野山ばかりではない。前述したように比叡山無動寺領葛川明王院の堺相論でも同様な主張がなされている。葛川の住人が主張する四至の根拠は明王院を開いた相応和尚が地主神の志子淵神から寄進されたというものである。葛川の場合、志子淵神は老人の躰をなし、高野山の場合は狩人、山人の躰をなして現れ、問答の末に土地を寄進するのである。縁起や説話としては成立しても、律令による官僚制、文書主義を貫く合理主義の極致のような国家の裁きの場で主張されるのは可能なのであろうか。それが前近代と云ってしまえばそれまでであるが、吉田兼好は『徒然草』の中で、「仏神の奇特、権者の伝記」について、「『よもあらし』などと言ふも詮なければ、大方は、まことしくあいらひて、ひとへに信ぜず、また疑ひ嘲るべからず²⁹」と述べている。縁起や仏教説話は本気で信ずることもせず、またうそだと嘲ってはいけなさと云っているのである。当時の人々にとっても、仏教説話はおもしろ可笑しく読んでも、本気に信じてはいなかったのである。

では何故に地主神からの寄進を主張しえたのか、この疑問にたいして十分に答えることはできないが、そこには土地の開発や占有に関する在地慣行が存在したことを思わせる。土地の開発には開発申請（請文）をしたり、開発地の安堵など、国家の承認が必要であり、訴訟の際にはそれらの文書が具書案として提出されたりするが、これとは別に在地では地主神から土地を譲り受け、その地主神を祀ることにより、土地の占有を宣言する在地慣行が存在していたのではないだろうか。そして、それが訴訟の場で主張されるという事実は、国家もそれを認識し、社会の通念として

底流に横たわっていたことを窺わせる。徳政令での「本主」や「地おこし」⁽³⁰⁾、近世の「質地請戻し」⁽³¹⁾、民間伝承での「地もらい」⁽³²⁾なども本源的な部分で関わっているのではないかと思う。これについては今後の課題にしていきたい。

(注)

(1)、「丹生祝氏本系帳」の校訂と研究―新撰姓氏録の撰進についての「考察」(田中卓著作集2『日本国家の成立と諸氏族』

国書刊行会 昭和六一)

(2)、「官符絵図記文等奉納状」(『大日本古文書』高野山文書二 続宝簡集二)

(3)、「太政官符案并遺告」(『弘法大師伝全集』第一輯 ピタカ 昭和五二)

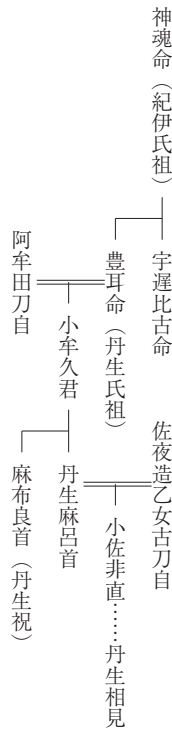
(4)、「氏文」に書かれた系譜を系図にしてみると、

天魂命(始祖)、高御魂命(大伴氏祖)、血速魂命(中臣氏祖)、安魂命(門部連等祖)、神魂命(紀伊氏祖)、宇遲比古命と、ここまでそれぞれが「次」で結ばれている。田中卓氏(前掲書)によれば、「文章系譜における『次』の用語は兄弟関係を「示す」とされる。とすれば奇妙な羅列になるが、問題はその後「次最兄坐之宇遲比古命別豊耳命」と記された部分である。通説では、

宇遲比古命―舟本命―夜都賀志彦命―等與美々命(豊耳命)

と続き(「紀伊国造系図」、『続群書類従』第七輯下)、豊耳命は宇遲比古命の曾孫に当たる。これについて『続風土記』(巻之十四 名草郡第九「日前国懸両大神宮下」)は「按するに宇遲比子は豊耳の曾祖父なり、父を挙げずして曾祖父を挙げしは不審といふへし、或は疑ふ、国造家譜の舟本夜都賀志彦は豊耳を称へたる詞の二代の如くみられたるにはあらしかざるは、舟は丹の古体にて舟本^{ニホ}は丹生^{ニフ}の通語、夜^ヤは屋の借字、都賀志^{ツツガシ}は嗣^{ツギ}を延へて体言にいへる詞なれば、丹生^{ニフ}ノ屋嗣彦豊耳ノ命にて、丹

生の家系は此命より起れる称辞と見ればよくなひて聞ゆ」と解釈して、宇遲比古命と豊耳命の間に入る舟本命・夜都賀志命の二代は、丹生の家を起した(舟本夜都賀志彦 豊耳命と読んでいる。『続風土記』の理解で「次最兄坐之宇遲比古命別豊耳命」を読むと、宇遲比古命と豊耳命の間に二代略されているのではなく、神魂命の長兄の宇遲比古命と豊耳命は兄弟であり、豊耳命に付された「別」は、別流の意味で、丹生氏の祖となる。氏文の系譜に関する限り、『続風土記』の解釈に整合性があるように思われる。それを系図に示すと、



- なお、「小牟久首長兄丹生麿首次兄麻布良首」の「丹生麿首」と「麻布良首」を兄弟と読んだが、「次兄」の読みを「麻布良首」の子と読む説もある。また「始自豊耳至安麿十四世」の世代数を合わせるために、「次兄」の「次」に九世を含ませる説もある。
- (5)、本居内遠「丹生祝氏文考」(『本居官長全集』第十二卷 筑摩書房 昭和四八)、田中卓前掲書、西田長男「丹生氏文」と『弘法大師御遺告』(『日本神道史研究』第四卷 中世編上 講談社 昭和五三)、岡田莊司「空海以前の丹生都比売神社」(『高野山史研究』昭和五三)、武内孝善「弘法大師空海の研究」第二章「高野山の開創と丹生津比売命」(吉川弘文館 平成一八)
- (6)、栗田寛「神祇志料附考」下 卷十四「丹生都比女神社」(思文閣 昭和四六)、田中初夫「丹生祝氏文論考—上代日本氏族文学史の研究(三)—」(『神道教学論攷』小野祖教博士古稀記念号 昭和四九)、門屋温「丹生氏本系帳」についての「考察」(『宗教研究』275 第四十六回学術大会紀要特集 昭和六三)、『続風土記』(『天野荘上天野』の項)も「君真人直皆称言なり、祝は姓にして麻布良ノ首の時賜れる由下に見ゆ、丹生真人とは下の三姓大丹生直、丹生祝、丹生相見の三姓をいふなるへし」

高野山と丹生・高野両明神(藤井)

と読んでいる。

(7)、加地宏江「鎌倉時代の丹生社と丹生氏」(『日本歴史』445 昭和六〇)

(8)、高野山之部 卷廿一 「天野社之下」

(9)、同右。「丹生都比売神社年中行事」(『日本祭祀行事集成』第三卷 平凡社 昭和四五)には「木祭りハ權神主役ナリ、欠職故当時相見勤之」とある。

(10)、西田長男氏前掲書に、「野峯風土記」から次の文書が掲載されている。

紀伊国造讓補之時天野宮江奉幣之事

一、曆応三年九月朔日、国造親文参入ス、先総神主衣冠ヲ糺シ、御社ノ乾角之宝前侍候ス、国造、人母、次ニ相見、白犬一疋白布ヲ附ケ、引來、天野權神主相見之ヲ請取、次ニ太刀・弓矢、又犬食米等之ヲ請取り、次ニ奉幣等ヲ獻備ス、其後チ応永・寛正、国造行文・親弘、天野宮参入ノ事、其行装大旨上ノ如シ、

右の文書は曆応三年(二三三九)に、親文が国造に就任した際に、丹生酒殿神社に参拝し、奉幣する次第を記したものである。まず天野社総神主が宝前に候し、国造、日前国懸神宮人母、相見が参入する。国造から奉納された白犬、太刀・弓矢、犬食米等を「天野權神主相見」が請取り、次いで奉幣が行われる。この時の白犬は『統風土記』(附録卷三、古文書之部第三、名草郡「神宮上郷」)に掲載される「曆応三年親文御元服御讓補等日記」では、「相見」が引いている。白犬を引く「相見」と「權神主相見」とは同じ一族であろう。また「權神主相見」は二祝の相見のことと思われる。大祭次第のように「此祭祀の順拝はもと權神主の勤なれとも中古より闕職にて今は二祝兼勤す」と、權神主が高野明神を奉祭する二祝に改められていないのは、この儀式は高野山の関与のない儀式であり、古態がそのまま残されているのではないだろうか。この儀式は国造の代替わりごとに行われていたと思われ、紀伊国造家と丹生氏の関係の深さを示すとともに、勤仕する二祝の相見が權神主

と表現されていることから、高野明神が勧請される以前からのものであること示していると思われる。

(11)、『平安遺文』第四卷 一一七

(12)、上横手雅敬「武士団成立史の一齣」(『日本中世政治史研究』第一章第一節「武士団の成立」 塙書房 昭和四五)、木村茂光

「莊園領主制と住人集団―高野山官省符莊の成立過程―」(『歴史学研究』389 昭和四七)、市川訓敏「中世初期高野山官省符

莊における庄園法の形成」(関西大学『法学論叢』26―2 昭和五)

(13)、新訂増補国史大系26 『延暦交替式・貞観交替式・延喜交替式・弘仁式・延喜式』吉川弘文館

岡田氏(前掲書)は高野大明神の初見が「氏文」の成立した延暦十九年(八〇〇)であることから、『延喜式』成立の頃には、すでに丹生都比売神社に合祀されていたとし、高野大明神が掲載されなかったのは、官幣に預かる神でなかったことによるとしている。白井優子氏(前掲書)は、高野明神が延喜六年(九〇六)に従五位下を授けられている(『日本紀略』延喜六年二月七日条)ことから、それ以前の仁寿元年(八五一)に「正六位上」を授けられている(『三代実録』仁寿元年正月二十七日条)として、「地方の諸神は、位階の高低にかかわらず、ごくわずかな例外を除いては、ほとんど神名帳に記載されている」と、高野明神が掲載されていないのは、まだ勧請されていなかった故であるとしている。

(14)、高野山における三十番神については久保田収「高野山における神仏習合の問題」(『神道史の研究』第二部の一 皇学館出版部 昭和四八)がある。弘仁十年(八一九)五月三日付の「建立金剛峯寺最初勧請鎮守敬白文」(『金剛峯寺雜文』『弘法大師伝全集』第二卷)「各方結果七里間、地主山王約誓護念、今新奉勸請朝中靈社二百廿所、四方各鎮卅社、毎月日別各一社、為檀主助三人法、為鎮將持伽藍」とあることから、後の三十番神思想の先駆けをなすものであると指摘されている。ただ、現在では、この文書は後世に作られた偽文書であるといわれている。

(15)、(3)に同じ

高野山と丹生・高野両明神(藤井)

(16)、藤田経世編『校刊美術史料 寺院篇 上巻』 中央公論美術出版 昭和四七

藤田氏は解題の中で、『諸寺縁起集』の成立を「その底本は十一世紀のはじめ頃に準備されたものが基礎になって、その後若干の記事が増補されたのではなかろうか」と述べている。

(17)、「高野山御手印縁起について」(魚澄先生古稀記念『国史学論叢』 昭和三四)

(18)、田中文英氏は高野山が、国衙に依存する律令制的経済から荘園制経済への転換の中で、寺領確保をめぐり、隣荘との堺相論が激化する史料として掲げている(「荘園制支配の形成と僧团组织」『中世社会の成立と展開』 吉川弘文館 昭和五一)。白井優子氏は、『金剛峯寺建立修行縁起』の成立年代を確定する中で、寛弘官符の真偽を考証し、①、この寛弘官符と思われる文書名が永承四年(一〇四九)の文書(「太政官符案」、『平安遺文』六七五)に引用されている。②、寛弘元年官符のような寺院靈験を寺領確保の拠りどころとして主張する形式の文書が同時期の紀伊国に見ることができると指摘し、「実在した文書」としている。(「史料となる主な弘法大師空海伝」『空海伝説の形成と高野山』 同成社 昭和六一) 岡田荘司氏(前掲書)は、「遺告諸弟子等」の成立時期設定にこの寛弘官符を利用している。

(19)、服部英雄「未来年号の世界から」(『史学雑誌』 92-8 昭和五八)。服部氏は、寛弘官符を掲載している「高野寺縁起」は高野山によって編集されたもので、信の置けるものでないとする。また、寛弘以後に、この官符が引用する『御手印縁起』の存在を示す史料も存在しないことから、寛弘官符は疑わしいとしている。小山靖憲「高野山御手印縁起の成立」(『和歌山地方史の研究』 昭和六二)。小山氏は具体的に次の三点を指摘している。①、高野山文書に伝来せず、「醍醐寺本諸寺縁起集」や「金剛峯寺雑文」などに収録されて伝来しており、その内容を全面的には信用することができず、いくつかの箇所に後世の作為があったと思われる。②、金剛峯寺と石垣荘の双方に、主張する四至を注進するように下達しているのにもかかわらず、高野山のみが掲載されている。③、紛争地名の掲載が機械的に列記された可能性が強く作為的である、と指摘している。

(20)、新訂増補『国史大系』10 『日本紀略』前篇 吉川弘文館

(21)、和多昭夫前掲書

(22)、上横手雅敬前掲書、木村茂光前掲書、田中文英前掲書

(23)、新校『高野春秋編年輯録』延喜六年十二月条 名著出版 昭和五七、和多昭夫前掲書

(24)、新校『高野春秋編年輯録』天徳元年三月廿一日条

(25)、和多昭夫前掲書

(26)、丹生明神の位階については、『続風土記』（天野莊上天野村）の項の「丹生明神位階」を基に掲げてみると、

仁寿元年（八五一） 正六位上 『文徳実録』仁寿元年正月庚子条「詔天下諸神不論有位無位叙正六位上」

貞観元年（八五九） 從四位下 『三代実録』貞観元年正月廿七日条「京畿七道諸神進階及新叙。惣二百六十七社。奉授（中

略）紀伊国（中略）從五位下勲八等丹生都比売神（中略）並四位下」

元慶七年（八八三） 從四位上 『三代実録』元慶七年十二月廿八日条「紀伊国從四位下勲八等丹生津比売神。伊太祁曾神並

授四位上」

寛平九年（八九七） 正四位下 「寛平九年十二月五畿七道諸神被奉増一階」（丹生明神位記勘文）『大日本古文書』高野山

文書之一 宝簡集十八 二一〇

天慶三年（九四〇） 從四位上 「天慶三年正月朝敵追討の御祈の爲にとて三千七百余座の大小の神祇悉御祈願を立られぬ方

もなく各被奉増一階と或書に見えたり此時なるへし」（『続風土記』）

天曆六年（九五二） 從三位 「天曆六年五月同被奉増一階天慶亂賽也」（丹生明神位記勘文）『大日本古文書』同右

長保年中（九九九）一〇〇三 正三位 「正三位者、一条院御宇長保年中当。座主大僧都雅慶所奏叙也」（丹生明神位階勘

高野山と丹生・高野両明神（藤井）

状不審事書』『大日本古文書』高野山文書之一宝簡集十九 一三三)

承暦五年(一〇八一) 従二位 「承暦五年二月又被奉増一階依辛酉御折也」(『丹生明神位記勘文』同右)、「従二位者小野仁海

阿闍梨所 奏叙也」(『丹生明神位階勘状不審事書』同右)

永治元年(一一四一) 正二位 『百練鈔』永治元年八月廿五日条「天下諸神可増一階之由宣下」、「永治元年七月同被奉増一階」

(『丹生明神位記勘文』同右)

寿永二年(一一八三) 従一位 『百練鈔』寿永二年十月九日条「紀伊国丹生高野神奉加一階」、「正二位丹生明神 今奉授従

一位 寿永二年十月十六日」(『天野社位記勘状案』『大日本古文書』高野山文書之一 宝簡

集十八 二〇九)

元暦二年(一一八五) 正一位 「寿永二年然而同年閏十月十二日、被奉授従一位之由、承及候也、元暦二年三月、天下諸神被奉増

一階候」(『左大史小槻淳方書状』『大日本古文書』高野山文書之一 宝簡集十八 一二二)

丹生明神の位階の考証については久保田収氏(前掲書)がある。氏は「天野社位階注文」(『大日本古文書』高野山文書一

二二二)から、嵯峨天皇の時代に「勲八等従五位下」が空海の奏請によって授けられたのではないかとしている。また、斉衡

二年(八五五)に真然の上奏により天野社が官社になっている(新校『高野春秋編年輯録』斉衡二年六月朔日条)。和多昭夫

氏は前掲書で「従来、貞観元年(八五九)元慶七年(八八三)の昇進については真然の功績として評価されて来た」と述べて

いる。

(27)、「高野山沙門覚鏤申文」長承二年十一月日(『平安遺文』第五卷三二九一) 「高野口決」(『真福寺善本叢刊』第九卷 平成

一一)

(28)、「丹生都比売神社史」口絵写真 平成二一

(29)、第七十三段〔新日本文学体系39 』『方丈記徒然草』 岩波書店 平成元)

(30)、勝股鎮夫 岩波新書194 『二揆』 昭和五七

(31)、白川部達夫「近世質地請戻し慣行と百姓高所持」(『歴史学研究』552 昭和六一)、「近世質地請戻し慣行についての覚書」(『日

本史研究』371 平成五)、「近世百姓の世界」吉川弘文館 平成一一

(32)、宮本常一「諸の地神たち」(『国学院雑誌』昭和十六年十月)。森田悌『日本古代の耕地と農民』II、第二章「農耕儀礼について」(第一書房 昭和六一) 昭和四七年当時、私の調べたところでは、滋賀県の安曇川流域でも地鎮祭のことを「地もらい」と称していた。

〔付記〕この論稿は、本学大学院特別研究生として、「日本中世史特殊講義」での研究課題「荘園領主の土地領有と地主神の關係について」の中で発表した論稿をもとにしたものである。その際、指導教官岡野友彦教授に貴重な助言を頂いたこと、現地調査に当たっては、かつらぎ町観光協会、下天野の谷口千明氏にお世話になったことを記しておきます。

(ふじい とよひさ・元皇學館大学大学院特別研究生)